

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信9号
2012. 10. 26

“成年被後見人に選挙権の回復を”



通信9号 主なメニュー：＜さいたま訴訟、第六回裁判の報告＞

★報告【シンポジウム「成年後見制度と障害者権利条約」】★

<さいたま訴訟 第六回裁判の報告>



~~~~ さいたま地裁 第六回口頭弁論

平成24年9月19日（木）11時

一般傍聴席50席。満席ではありませんでしたが、40名程の方が、裁判長に真剣な眼差しを注いでくださいました。次回もよろしくお祈りします。

次回期日は12 / 5(水) 11時30分

#### ●本日までに提出の書面

被告：7月31日付準備書面(3)、乙9～13(すべて写し)提出

原告：9月13日付第3準備書面、甲29～42提出(30、31、39、40、42が原本)

#### ●法廷の様子：

まず、関哉弁護士による意見陳述(被告書面に対する反論)があり、その後、口頭弁論がなされた。

今回初めて、裁判長が、原告にも被告にも、何点か質問をし意見を求める裁判指揮をされたので、聴きごたえはあった。しかし、裁判長には原告の主張が届いているのか？と疑問に思う発言が多く、今後の展開に不安を感じさせるものだった。

(裁判所→原告) 被告から主張が出ているが、本件確認請求の対象は、公職選挙法上の権利ということではないか？

(原告) そうであるが。。あくまで憲法上の権利に裏付けられた公選法上の権利であると考えます。

(裁判所) 確認の対象は公選法上の選挙権ということで、これを前提に進めるということでしょうか。

(被告) 一応了解

(裁判所) 以上を調書に取る。

裁判長は、論点を公職選挙法の一点に絞りたいようだ。

(裁判所→原告) 被告から「もともとこの訴えは法律上の争訟性を欠くものだから、不適法だ」としてきている。このことについて原告側から「実質的に時機に遅れた攻撃防御方法である」という反論が出ているが、それは却下を求めるといふ趣旨か。却下は求めないといふ趣旨か。

(原告) 時機に遅れた…「今頃出さないでいただきたい」という異議を唱える趣旨で書いている。故に「実質的に」といふことばを使っている。

(裁判所) では、却下は求めないといふことで調書に取る。趣旨は理解した。

また調書！これで縛りを？

(裁判所) 被告からの主張で、公選法11条1項1号が無効になった場合の解釈について、複数の解釈が可能(別の制限が必要)であり、その点は立法裁量であるといふ主張が出ているが、この点の反論は…

(原告) 今回提出した第3準備書面、4～5頁で反論済みであるつもりだが…具体的には、11条1項1号が無効になれば9条による選挙権が認められるといふ一義的な解釈が可能と書いたが…

(裁判所) ここに書いてあるのですね…一応補充が必要か検討を。これで足りるといふのであれば何ですが…

(原告) 検討します。

(原告) 次回、追加で、陳述書や、意見書を出す予定。それに併せて準備書面を作成するかは未定である。

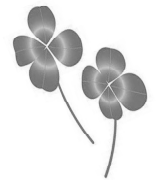
(裁判所) では、次回までに原告側で補充書面や証拠を。

(原告) 準備書面を出すかは未定なので、今回の原告側書面に対し、  
並行して被告側の反論をいただくよう、進行いただきたい。

(被告) 従前の主張を敷衍する形で反論を行う予定。



次回期日は12 / 5(水) 11時30分



## 裁判後の報告会より

11時50分～12時半 埼玉県育成会会議室



### 提出書類(証拠)について

- ・憲法学者の奥平康弘氏が、説を変えて、違憲だとする意見書・・・昭和62年の文献では、合憲だと論じていたが、それは四半世紀前のことであり、対象のごく限られた禁治産でのことである。成年後見制度になり理念も変わった。社会も変化し選挙権の持つ意味も変わった。能力での制限は許されない。したがって、公職選挙法による選挙権の制限は違憲であると考える。
- ・全日本育成会が集めた署名41万筆を総務大臣に提出し、立法での解決を訴えたという報告。
- ・長瀬修氏の意見書・・・権利条約を批准したチュニジアでは、障害者の選挙権剥奪の制度が残っていた。それに対して「権利条約に違反している」との勧告を受けた。その報告の翻訳版を長瀬氏が提供して下さった。
- ・陳述書・・・親の立場から2名、福祉施設での選挙権行使における支援の実践と意見を書いたもの2つ。



選挙権行使を支援しているおふた方に、現場ではどう感じているかを書いていただいた。

寺崎氏： 都内の入所施設施設長。S56年頃から立候補者を施設に呼び、障害者の一票の重みを感じてもらったり、模擬投票をしたり等、障害者の選挙権行使のために支援者も取り組んできた。そうした中、被後見人の選挙権剥奪問題がおきた。同じ入所内で、選挙出来なくなった方の落ち込みを目の当たりにして、なんと人を馬鹿にした制度だ、と制度改革を訴えたが何も変えることができず。そこにこの訴訟を知り、大変嬉しく思い協力がかってでた。

米川氏： 滝乃川学園での実践について。(通信8号のリレートークで、柴田氏も書いて下さっているの、是非お読みください)



### 国の主張と、それに乗る？裁判長

選挙権は、憲法で保障され、公職選挙法9条でも保障されている、と信じる私たちにとっては、11条1項1号は邪魔。これがなければ選挙に行けると考えるわけです。しかし国は、能力のない人には選挙権は与えられないという大前提に立っている(ここを譲らない！)ので、どこかで何らかの制限をする法律が必要と考えている。つまり、9条と11条1項1号とはセットで必要なので、もし後者をなくすなら、他のことをいれないとならない、つまり立法が必要。でも、司法では立法ができない、なので、11条1項1号だけを外すことはできない、というのが国の主張です。裁判長は、国のその考えに乗っているようで、原告にはそこをもっときちんと反論せよと言ってきている。

裁判官の発想が、如何に人権感覚がないか！司法の責任を果たさず、政治だけに任せてはおかしいでしょ。

**原告 浅見さんとお姉さん：** 裁判の様子にはそのたびに、ちょっと喜んだり、悲しくなったりいたしますが、選挙に行けることを目指して、弁護団の皆様と共に頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上 報告会より



## ★報告【 シンポジウム 成年後見制度と障害者権利条約 】★



(弁護士 杉浦ひとみ)

田山輝明先生が海外の成年後見制度と選挙権制限について研究された研究成果発表のシンポジウムが、9月29日、早稲田大学にて行われました。

田山先生は成年後見の研究では第一人者ですが、実は私たちの成年被後見人の選挙権訴訟が起こされたことを知り、海外調査の結果がどこかで裁判に役立てばと思って研究をしてくださったのだそうです。先生の下で研究する若手の研究者がオーストリア、フランス、独など現地に行って調査をされました。たまたま、成年後見制度の学会で田山先生とお目にかかる機会があり、海外調査の話を講演されていたので、早速アプローチをしたところ、先のような驚きのランデヴーがあったわけです。

シンポジウムは午前にはオーストリアのミヒャエル・ガナーさん（インスブルック大学教員）さんの基調講演がありました。オーストリアでは日本の成年被後見人の選挙権制限規定と同様の規定が、1987年に違憲と判断されていました。そして、2007年施行の新憲法では、被後見人も選挙権を行使できるようになりました。違憲のおもな理由は、①選挙権行使とは関係ない視点で定められた被代弁人という制度によって選挙権を奪うことになること、②被代弁人を付けた者と付けない者で選挙権の有無に差が出ることは平等ではない、という点にありました。でも、その後、この判断理由を満たすような形での選挙権制限の動きはない、ということです。

オーストリアでは、四半世紀前に日本の今のような問題が起こっており、裁判所はそれを違憲だと断じたわけです。日本が遅れていることがよくわかりますが、でも、今回の田山研究や研究成果の発表の機会がなければそのことさえも知らないわけでした。海外の情報がこれほどまでに私たちのところに届いていないことに驚きました。

午後は、若手の研究者による現地調査【米、イギリス、ハンガリー、スイス、独、仏】の報告がありました。またの機会に報告できると思いますが、興味のある方は、著書をご購入されてはいかがでしょうか。

「成年後見制度と障害者権利条約—東西諸国における成年後見制度の課題と動向」

田山 輝明【編著】 三省堂（2012/10/10 出版） ¥3990



シンポでは、成年被後見人の選挙権剥奪訴訟の報告の時間もいただきました。

裁判の争点の説明と裁判の進捗状況を話しました。そして、最後に、本件の当事者の素顔を見ていただきたく、DVD「私たちが選挙をしてはいけないですか？」を放映しました。

## 再度紹介します

当会作成の啓発用DVD <選挙権剥奪に関する理解啓発にご利用ください>

### ①「私たちが選挙をしたらいけないですか？」

さいたま原告浅見寛子さんと、東京原告名児耶 匠さんの日常と思いを伝えています。

### ②「よくわかる憲法違反！被後見人の選挙権剥奪」

実際に2012.2.15のさいたま地裁公判での原告陳述。パワーポイント使用で、分かりやすくなっています。

### ③「また せんきょに行きたい」

京都の原告田中康夫さんの作業所での様子と、「選挙権を返してください」とも訴えています。

DVD1枚 500円。3枚セットは1000円。 ※収益はカンパとして、弁護士活動などに活用いたします。

申込先 ①②③の3枚セット : ita-tkym@ksf.biglobe.ne.jp (板垣 京子)

③のみの場合は : qxe51987@meg.winknet.ne.jp (山本 正志)

## 〔裁判の予定〕 傍聴席を満席にしましょう！

東京訴訟 第八回口頭弁論 東京地裁 103 号法廷 1 / 2 4 (木) 13 時 45 分 (13:15 集合)  
さいたま訴訟 第七回口頭弁論 さいたま地裁 105 号法廷 1 2 / 5 (水) 11 時半～(11 時集合)  
京都訴訟 第八回口頭弁論 京都地裁 101 号法廷 1 2 / 2 6 (水) 14 時～  
札幌訴訟 第六回口頭弁論 札幌地裁 805 号法廷 1 1 / 7 (水) 11 時～

### カンパのお願い



今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などご連絡させていただきたく予定です。

具体的な用途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等  
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

( 2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護団一同 成年後見選挙権を考える会一同 )

3名の憲法学者さんが、素晴らしい意見書を書いてくださいました。  
謝礼を考えています。有志の皆様のカンパ協力をよろしくお願い致します。

### カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

ありがとう



☆ 多 みなさまからの寄稿をお待ちしています。原告や弁護団へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・  
どうぞお寄せください。お待ちしております。

後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 [sugiura@law.email.ne.jp](mailto:sugiura@law.email.ne.jp)

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 [sekiya@nekonet.ne.jp](mailto:sekiya@nekonet.ne.jp)

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

[sono0424@mx4.ttcn.ne.jp](mailto:sono0424@mx4.ttcn.ne.jp)

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukenssenkyoken0201/>